



島根県報

平成26年3月31日（月）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

- (1) 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合における不動産取得税の徴収猶予の申告に関する規定を整備することとした。（第24条関係）
- (2) 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、重課割合並びに軽課対象及び軽課割合の見直しを行った上、次の措置を講ずることとした。（附則第19項関係）

ア 環境負荷の大きい自動車

- (ア) 新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。（イ）において同じ。）について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

ア ガソリン車又はLPG車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (イ) 次の自動車について、平成26年度分は、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

ア ガソリン車又はLPG車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

イ 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（ア）に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

- (3) 引用する条項の整理

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第29号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「（法第73条の27の4第2項及び法第73条の27の6第2項）を
「、法第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び法第73条の27の7第
2項）」に、「第73条の27の5第2項」を「第73条の27の6第2項」に改める。

附則第19項中「次の各号のように読み替えるものとする」を「当該各号に定め
るところによる」に改め、同項第1号中「規定中」の次に「同表の」を加え、
「重課税率欄」を「それぞれ同表の最大重課税率欄」に改め、「にそれぞれ読み
替えるもの」を削り、同号ア中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」
に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同号イ中
「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」
に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法附則第12条の3第2項に規定する自動車に対する平成26年度分の自動車
税に係る第47条の規定の適用については、前号の規定にかかわらず、次の表
の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
最小重課税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項第3号中「同条第6項」を「同条第8項」に改め、「規定中」の次
に「同表の」を加え、「最大軽課税率欄」を「それぞれ同表の中間軽課税率欄」
に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第4号中「同条第6項」を
「同条第8項」に改め、「規定中」の次に「同表の」を加え、「中間軽課税率
欄」を「それぞれ同表の最小軽課税率欄」に改め、「にそれぞれ読み替えるも
の」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車に対する第47条の規定の適用に
ついては、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に

新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

- (6) 法附則第12条の3第7項に規定する自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽課税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項の表を次のように改める。

| 条 項 | 通常税率 | 最大重課 税率 | 最小重課 税率 | 最大軽課 税率 | 中間軽課 税率 | 最小軽課 税率 |
|-----------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第47条第1項 第1号ア | 7,500円 | 8,600円 | 8,200円 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 |
| | 8,500円 | 9,700円 | 9,300円 | 2,500円 | 4,500円 | 6,500円 |
| | 9,500円 | 10,900円 | 10,400円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| | 13,800円 | 15,800円 | 15,100円 | 3,500円 | 7,000円 | 10,500円 |
| | 15,700円 | 18,000円 | 17,200円 | 4,000円 | 8,000円 | 12,000円 |
| | 17,900円 | 20,500円 | 19,600円 | 4,500円 | 9,000円 | 13,500円 |
| | 20,500円 | 23,500円 | 22,500円 | 5,500円 | 10,500円 | 15,500円 |
| | 23,600円 | 27,100円 | 25,900円 | 6,000円 | 12,000円 | 18,000円 |
| | 27,200円 | 31,200円 | 29,900円 | 7,000円 | 14,000円 | 20,500円 |
| | 40,700円 | 46,800円 | 44,700円 | 10,500円 | 20,500円 | 31,000円 |
| 第47条第1項 第1号イ | 29,500円 | 33,900円 | 32,400円 | 7,500円 | 15,000円 | 22,500円 |
| | 34,500円 | 39,600円 | 37,900円 | 9,000円 | 17,500円 | 26,000円 |
| | 39,500円 | 45,400円 | 43,400円 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 |

| | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| | 45,000円 | 51,700円 | 49,500円 | 11,500円 | 22,500円 | 34,000円 |
| | 51,000円 | 58,600円 | 56,100円 | 13,000円 | 25,500円 | 38,500円 |
| | 58,000円 | 66,700円 | 63,800円 | 14,500円 | 29,000円 | 43,500円 |
| | 66,500円 | 76,400円 | 73,100円 | 17,000円 | 33,500円 | 50,000円 |
| | 76,500円 | 87,900円 | 84,100円 | 19,500円 | 38,500円 | 57,500円 |
| | 88,000円 | 101,200円 | 96,800円 | 22,000円 | 44,000円 | 66,000円 |
| | 111,000円 | 127,600円 | 122,100円 | 28,000円 | 55,500円 | 83,500円 |
| 第47条第1項 | 6,500円 | 7,100円 | 7,100円 | 2,000円 | 3,500円 | 5,000円 |
| 第2号ア ((カ | 9,000円 | 9,900円 | 9,900円 | 2,500円 | 4,500円 | 7,000円 |
| を除く。)) | 12,000円 | 13,200円 | 13,200円 | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| | 15,000円 | 16,500円 | 16,500円 | 4,000円 | 7,500円 | 11,500円 |
| | 18,500円 | 20,300円 | 20,300円 | 5,000円 | 9,500円 | 14,000円 |
| | 22,000円 | 24,200円 | 24,200円 | 5,500円 | 11,000円 | 16,500円 |
| | 25,500円 | 28,000円 | 28,000円 | 6,500円 | 13,000円 | 19,500円 |
| | 29,500円 | 32,400円 | 32,400円 | 7,500円 | 15,000円 | 22,500円 |
| | 4,700円 | 5,100円 | 5,100円 | 1,200円 | 2,400円 | 3,500円 |
| | 15,100円 | 16,600円 | 16,600円 | 4,000円 | 8,000円 | 11,500円 |
| | 7,500円 | 8,200円 | 8,200円 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 |
| 第47条第1項 | 8,000円 | 8,800円 | 8,800円 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 |
| 第2号イ ((カ | 11,500円 | 12,600円 | 12,600円 | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| を除く。)) | 16,000円 | 17,600円 | 17,600円 | 4,000円 | 8,000円 | 12,000円 |
| | 20,500円 | 22,500円 | 22,500円 | 5,500円 | 10,500円 | 15,500円 |
| | 25,500円 | 28,000円 | 28,000円 | 6,500円 | 13,000円 | 19,500円 |
| | 30,000円 | 33,000円 | 33,000円 | 7,500円 | 15,000円 | 22,500円 |
| | 35,000円 | 38,500円 | 38,500円 | 9,000円 | 17,500円 | 26,500円 |
| | 40,500円 | 44,500円 | 44,500円 | 10,500円 | 20,500円 | 30,500円 |
| | 6,300円 | 6,900円 | 6,900円 | 1,600円 | 3,200円 | 4,700円 |
| | 20,600円 | 22,600円 | 22,600円 | 5,500円 | 10,500円 | 15,500円 |

| | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 10,200円 | 11,200円 | 11,200円 | 3,000円 | 5,500円 | 8,000円 |
| 第47条第1項 | 12,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| 第3号ア(ア) | 14,500円 | 14,500円 | 14,500円 | 4,000円 | 7,500円 | 11,000円 |
| | 17,500円 | 17,500円 | 17,500円 | 4,500円 | 9,000円 | 13,500円 |
| | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 15,000円 |
| | 22,500円 | 22,500円 | 22,500円 | 6,000円 | 11,500円 | 17,000円 |
| | 25,500円 | 25,500円 | 25,500円 | 6,500円 | 13,000円 | 19,500円 |
| | 29,000円 | 29,000円 | 29,000円 | 7,500円 | 14,500円 | 22,000円 |
| 第47条第1項 | 26,500円 | 29,100円 | 29,100円 | 7,000円 | 13,500円 | 20,000円 |
| 第3号ア(イ) | 32,000円 | 35,200円 | 35,200円 | 8,000円 | 16,000円 | 24,000円 |
| | 38,000円 | 41,800円 | 41,800円 | 9,500円 | 19,000円 | 28,500円 |
| | 44,000円 | 48,400円 | 48,400円 | 11,000円 | 22,000円 | 33,000円 |
| | 50,500円 | 55,500円 | 55,500円 | 13,000円 | 25,500円 | 38,000円 |
| | 57,000円 | 62,700円 | 62,700円 | 14,500円 | 28,500円 | 43,000円 |
| | 64,000円 | 70,400円 | 70,400円 | 16,000円 | 32,000円 | 48,000円 |
| 第47条第1項 | 33,000円 | 36,300円 | 36,300円 | 8,500円 | 16,500円 | 25,000円 |
| 第3号イ | 41,000円 | 45,100円 | 45,100円 | 10,500円 | 20,500円 | 31,000円 |
| | 49,000円 | 53,900円 | 53,900円 | 12,500円 | 24,500円 | 37,000円 |
| | 57,000円 | 62,700円 | 62,700円 | 14,500円 | 28,500円 | 43,000円 |
| | 65,500円 | 72,000円 | 72,000円 | 16,500円 | 33,000円 | 49,500円 |
| | 74,000円 | 81,400円 | 81,400円 | 18,500円 | 37,000円 | 55,500円 |
| | 83,000円 | 91,300円 | 91,300円 | 21,000円 | 41,500円 | 62,500円 |
| 第47条第1項 | 4,500円 | 5,100円 | 4,900円 | 1,500円 | 2,500円 | 3,500円 |
| 第4号ア ((エ) | 7,000円 | 8,000円 | 7,700円 | 2,000円 | 3,500円 | 5,500円 |
| を除く。) | 3,900円 | 4,400円 | 4,200円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 第47条第1項 | 6,000円 | 6,900円 | 6,600円 | 1,500円 | 3,000円 | 4,500円 |
| 第4号イ ((エ) | 9,500円 | 10,900円 | 10,400円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| を除く。) | 5,300円 | 6,000円 | 5,800円 | 1,500円 | 3,000円 | 4,000円 |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 第47条第 1 項 第 5 号ア(ア) | 6,500円 | 7,100円 | 7,100円 | 2,000円 | 3,500円 | 5,000円 |
| | 12,800円 | 14,000円 | 14,000円 | 3,500円 | 6,500円 | 10,000円 |
| 第47条第 1 項 第 5 号ア(イ) a | 6,500円 | 7,100円 | 7,100円 | 2,000円 | 3,500円 | 5,000円 |
| | 9,000円 | 9,900円 | 9,900円 | 2,500円 | 4,500円 | 7,000円 |
| | 12,000円 | 13,200円 | 13,200円 | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| | 15,000円 | 16,500円 | 16,500円 | 4,000円 | 7,500円 | 11,500円 |
| | 18,500円 | 20,300円 | 20,300円 | 5,000円 | 9,500円 | 14,000円 |
| | 22,000円 | 24,200円 | 24,200円 | 5,500円 | 11,000円 | 16,500円 |
| | 25,500円 | 28,000円 | 28,000円 | 6,500円 | 13,000円 | 19,500円 |
| | 29,500円 | 32,400円 | 32,400円 | 7,500円 | 15,000円 | 22,500円 |
| | 4,700円 | 5,100円 | 5,100円 | 1,500円 | 2,500円 | 4,000円 |
| | 48,300円 | 52,800円 | 52,800円 | 13,500円 | 25,000円 | 38,500円 |
| 第47条第 1 項 第 5 号ア(イ) b | 第 4 号に 規定する 営業用の 区分によ る当該区 分ごとの 額 | けん引車 にあつて は4,200 円、それ 以外のも のにあつ ては7,700 円 | けん引車 にあつて は4,200 円、それ 以外のも のにあつ ては7,700 円 | けん引車 にあつて は1,000 円、それ 以外のも のにあつ ては2,000 円 | けん引車 にあつて は2,000 円、それ 以外のも のにあつ ては3,500 円 | けん引車 にあつて は3,000 円、それ 以外のも のにあつ ては5,500 円 |
| | 第 2 号 | 附則第19 項第 1 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号 | 附則第19 項第 2 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号 | 附則第19 項第 5 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号 | 附則第19 項第 3 号 又は第 6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第 2 号 | 附則第19 項第 4 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号 |

| | | | | | | |
|--------------------|---------|--|--|--|---|--|
| 第47条第1項 第5号イ(ア) | 第1号 | 附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号 | 附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号 | 附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号 | 附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第1号 | 附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号 |
| | 第2号 | 附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号 | 附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号 | 附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号 | 附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第2号 | 附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号 |
| | 第3号 | 附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号 | 附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号 | 附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号 | 附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第3号 | 附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号 |
| 第47条第1項 第5号イ(イ) | 23,600円 | 27,100円 | 25,900円 | 6,000円 | 12,000円 | 18,000円 |
| | 27,600円 | 31,700円 | 30,300円 | 7,000円 | 14,000円 | 21,000円 |
| | 31,600円 | 36,300円 | 34,700円 | 8,000円 | 16,000円 | 24,000円 |
| | 36,000円 | 41,400円 | 39,600円 | 9,000円 | 18,000円 | 27,000円 |

| | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|--|--|--|
| | 40,800円 | 46,900円 | 44,800円 | 10,500円 | 20,500円 | 31,000円 |
| | 46,400円 | 53,300円 | 51,000円 | 12,000円 | 23,500円 | 35,000円 |
| | 53,200円 | 61,100円 | 58,500円 | 13,500円 | 27,000円 | 40,000円 |
| | 61,200円 | 70,300円 | 67,300円 | 15,500円 | 31,000円 | 46,000円 |
| | 70,400円 | 80,900円 | 77,400円 | 18,000円 | 35,500円 | 53,000円 |
| | 88,800円 | 102,100円 | 97,600円 | 22,500円 | 44,500円 | 67,000円 |
| 第47条第1項 | 8,000円 | 8,800円 | 8,800円 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 |
| 第5号イ(エ) a | 11,500円 | 12,600円 | 12,600円 | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |
| | 16,000円 | 17,600円 | 17,600円 | 4,000円 | 8,000円 | 12,000円 |
| | 20,500円 | 22,500円 | 22,500円 | 5,500円 | 10,500円 | 15,500円 |
| | 25,500円 | 28,000円 | 28,000円 | 6,500円 | 13,000円 | 19,500円 |
| | 30,000円 | 33,000円 | 33,000円 | 7,500円 | 15,000円 | 22,500円 |
| | 35,000円 | 38,500円 | 38,500円 | 9,000円 | 17,500円 | 26,500円 |
| | 40,500円 | 44,500円 | 44,500円 | 10,500円 | 20,500円 | 30,500円 |
| | 6,300円 | 6,900円 | 6,900円 | 2,000円 | 3,500円 | 5,000円 |
| | 65,700円 | 72,100円 | 72,100円 | 18,500円 | 34,500円 | 50,500円 |
| 第47条第1項 第5号イ(エ) b | 第4号に 規定する 自家用の 区分によ る当該区 分ごとの 額 | けん引車 にあって は5,800 円、それ 以外のも のに あっては 10,400円 | けん引車 にあって は5,800 円、それ 以外のも のに あっては 10,400円 | けん引車 にあって は1,500 円、それ 以外のも のにあっ ては2,500 円 | けん引車 にあって は3,000 円、それ 以外のも のにあっ ては5,000 円 | けん引車 にあって は4,000 円、それ 以外のも のにあっ ては7,500 円 |
| | 第2号 | 附則第19 項第1号 の規定に より読み | 附則第19 項第2号 の規定に より読み | 附則第19 項第5号 の規定に より読み | 附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 | 附則第19 項第4号 の規定に より読み |

| | | 替えて適用される 第 2 号 | 替えて適用される 第 2 号 | 替えて適用される 第 2 号 | により読み替えて 適用される 第 2 号 | 替えて適用される 第 2 号 |
|----------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|
| 第 47 条第 2 項 第 1 号 | 3,700円 | 4,100円 | 4,100円 | 1,000円 | 1,800円 | 2,800円 |
| | 4,700円 | 5,200円 | 5,200円 | 1,200円 | 2,300円 | 3,500円 |
| | 6,300円 | 6,900円 | 6,900円 | 1,600円 | 3,200円 | 5,000円 |
| 第 47 条第 2 項 第 2 号 | 5,200円 | 5,700円 | 5,700円 | 1,300円 | 2,600円 | 4,000円 |
| | 6,300円 | 6,900円 | 6,900円 | 1,600円 | 3,200円 | 5,000円 |
| | 8,000円 | 8,800円 | 8,800円 | 2,000円 | 4,000円 | 6,000円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第 19 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 25 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。